

子育て支援ヘルパー

産前・産後の子育て支援ヘルパーを派遣します

赤ちゃんが産まれたご家庭に、子育て支援ヘルパーが自宅へ伺い、赤ちゃんの沐浴、上の子のお世話、育児の相談、掃除、洗濯、食事作りなどのお手伝いをします。

妊娠に伴う疾病により、医師から安静が必要と診断された場合も利用できます。

1.派遣対象者

1. 妊娠に伴う疾病により医師から安静が必要と診断された妊婦さんのいる家庭で、家事・育児のお手伝いが必要な場合。
2. 出産直後で、日中他に援助してくれる人がおらず、家事・育児のお手伝いが必要な家庭。

2.派遣日数

1. 妊娠中は診断をうけてから安定するまでの間で計7日以内。
2. 出産後または産婦および出生した児の退院後3カ月の間で、計15日以内。
多胎の場合は退院後4ヶ月の間で、計20日以内。

いずれも平日の午前8時から午後5時の間で、1日につき2時間以内。

3.サービス内容

1. 家事のお手伝い
2. 育児のお手伝い
3. 育児についての相談

窓ふき・ワックスかけ・草むしりなど、日常的に行わない家事の援助はできません。

4.申し込み方法

1. 妊娠中の利用は電話でこども家庭支援課に申し込んでください。
2. 出産後の利用については窓口・電話・FAXでこども家庭支援課か各健康福祉センターに申し込んでください。

3. 電子申請での申し込みが可能です。

※2, 3については、妊娠8ヶ月以降に申し込みを受け付けます。

- [申請用紙 \(PDF : 210KB\)](#) (母子健康手帳のファイルにも添付してあります)
- [電子申請 \(外部サイト\)](#)

5.費用負担

費用の一部負担として、1日1,250円をお支払いいただきます。

6.申請後の流れ

1. 申し込み後、ヘルパー派遣事業所から10日以内に連絡が入ります。また、こども家庭支援課から利用案内が郵送されます。
2. 希望のサービス内容や時間等を事業所へ伝えます。
 - 内容ははっきり決まっていなくても構いません。
 - サービスの提供はヘルパー事業所と調整して行いますが、内容や時間など希望にそえない場合もあります。
3. 出産後、事業所へ直接出産したことを連絡し、活動開始となります。
 - 直前の連絡だとヘルパー派遣が難しい場合がありますので、できるだけ早めの連絡をお願いします。
 - キャンセルは、前日までに事業所にご連絡ください。
 - 当日キャンセルの場合、キャンセル料（1,250円）が発生しますので、ご注意ください。
 - 出産後の状況により利用の予定がなくなった場合には、早めにヘルパー事業所に連絡を入れてください。
4. 活動終了時に1,250円×利用日数分の料金をヘルパーへお支払いください。

施設情報

- [中央健康福祉センター](#)
- [北健康福祉センター](#)
- [南健康福祉センター](#)
- [西健康福祉センター](#)

お問い合わせ

[民生局こども家庭支援センターこども家庭支援課](#)

横須賀市小川町16番地はぐくみかん5階<郵便物>：「〒238-8550 こども家庭支援課」で届きます>

電話番号：046-822-8933

ファクス：046-828-4556